

最高裁判所第一刑事部 第211号

(庶ろ-03)

平成27年6月30日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 平 木 正 洋

検察審査会事務局長研究会の開催について（依命通達）

標記の研究会を別紙の要領によって開催してください。

なお、地方裁判所長及び検察審査会事務局長には、この依命通達の趣旨を別途通知しました。

(別紙)

検察審査会事務局長研究会開催要領

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 平成27年9月1日から10月31日までの間の1日
- 3 場所 主催の各高等裁判所
- 4 研究事項
 - (1) 改正検察審査会法に関する事務処理上の考慮事項
 - (2) 検察審査会行政文書開示手続に関する事務処理上の留意事項
 - (3) その他の事務処理上の留意事項
- 5 研究員 別紙のとおり
- 6 司会者 高等裁判所本庁所在地にある検察審査会事務局長（東京，大阪，名古屋，広島及び福岡は第一検察審査会事務局長）

(別紙)

1 東京高等裁判所主催分

東京第一，立川，横浜第一，小田原，さいたま第一，千葉第一，水戸，宇都宮，前橋，静岡，沼津，浜松，甲府，長野，松本，新潟各検察審査会事務局長

2 大阪高等裁判所主催分

大阪第一，堺，京都第一，神戸第一，姫路，奈良，大津，和歌山各検察審査会事務局長

3 名古屋高等裁判所主催分

名古屋第一，岡崎，津，四日市，岐阜，福井，金沢，富山各検察審査会事務局長

4 広島高等裁判所主催分

広島第一，福山，山口，下関，岡山，倉敷，鳥取，松江各検察審査会事務局長

5 福岡高等裁判所主催分

福岡第一，小倉，佐賀，長崎，大分，熊本，鹿児島，宮崎，那覇各検察審査会事務局長

6 仙台高等裁判所主催分

仙台，古川，福島，郡山，山形，盛岡，秋田，青森各検察審査会事務局長

7 札幌高等裁判所主催分

札幌，室蘭，小樽，函館，旭川，釧路，帯広，北見各検察審査会事務局長

8 高松高等裁判所主催分

高松，丸亀，徳島，美馬，高知，松山，西条，今治各検察審査会事務局長

9 1 から 8 までに挙げるもののほか，主催庁において研究員とすることを相当と認める検察審査会事務局長

最高裁判一第212号

(庶ろー03)

平成27年6月30日

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 平 木 正 洋

検察審査会事務局長研究会の開催について（通知）

標記の研究会の開催について、別紙のとおり高等裁判所長官に依命通達しました。

(別紙)

最高裁判一第211号

(庶ろ-03)

平成27年6月30日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 平 木 正 洋

検察審査会事務局長研究会の開催について（依命通達）

標記の研究会を別紙の要領によって開催してください。

なお、地方裁判所長及び検察審査会事務局長には、この依命通達の趣旨を別途通知しました。

(別紙)

検察審査会事務局長研究会開催要領

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 平成27年9月1日から10月31日までの間の1日
- 3 場所 主催の各高等裁判所
- 4 研究事項 (1) 改正検察審査会法に関する事務処理上の考慮事項
(2) 検察審査会行政文書開示手続に関する事務処理上の留意事項
(3) その他の事務処理上の留意事項
- 5 研究員 別紙のとおり
- 6 司会者 高等裁判所本庁所在地にある検察審査会事務局長（東京，大阪，名古屋，広島及び福岡は第一検察審査会事務局長）

(別紙)

1 東京高等裁判所主催分

東京第一，立川，横浜第一，小田原，さいたま第一，千葉第一，水戸，宇都宮，前橋，静岡，沼津，浜松，甲府，長野，松本，新潟各検察審査会事務局長

2 大阪高等裁判所主催分

大阪第一，堺，京都第一，神戸第一，姫路，奈良，大津，和歌山各検察審査会事務局長

3 名古屋高等裁判所主催分

名古屋第一，岡崎，津，四日市，岐阜，福井，金沢，富山各検察審査会事務局長

4 広島高等裁判所主催分

広島第一，福山，山口，下関，岡山，倉敷，鳥取，松江各検察審査会事務局長

5 福岡高等裁判所主催分

福岡第一，小倉，佐賀，長崎，大分，熊本，鹿児島，宮崎，那覇各検察審査会事務局長

6 仙台高等裁判所主催分

仙台，古川，福島，郡山，山形，盛岡，秋田，青森各検察審査会事務局長

7 札幌高等裁判所主催分

札幌，室蘭，小樽，函館，旭川，釧路，帯広，北見各検察審査会事務局長

8 高松高等裁判所主催分

高松，丸亀，徳島，美馬，高知，松山，西条，今治各検察審査会事務局長

9 1 から 8 までに挙げるもののほか，主催庁において研究員とすることを相当と認める検察審査会事務局長

最高裁刑一第213号

(検・庶ろ-2)

平成27年6月30日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 平 木 正 洋

検察審査会事務局長研究会の開催について（通知）

標記の研究会の開催について、別紙のとおり高等裁判所長官に依命通達しました。

(別紙)

最高裁判一第211号

(庶ろ-03)

平成27年6月30日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 平 木 正 洋

検察審査会事務局長研究会の開催について（依命通達）

標記の研究会を別紙の要領によって開催してください。

なお、地方裁判所長及び検察審査会事務局長には、この依命通達の趣旨を別途通知しました。

(別紙)

検察審査会事務局長研究会開催要領

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 平成27年9月1日から10月31日までの間の1日
- 3 場所 主催の各高等裁判所
- 4 研究事項
 - (1) 改正検察審査会法に関する事務処理上の考慮事項
 - (2) 検察審査会行政文書開示手続に関する事務処理上の留意事項
 - (3) その他の事務処理上の留意事項
- 5 研究員 別紙のとおり
- 6 司会者 高等裁判所本庁所在地にある検察審査会事務局長（東京、大阪、名古屋、広島及び福岡は第一検察審査会事務局長）

(別紙)

1 東京高等裁判所主催分

東京第一，立川，横浜第一，小田原，さいたま第一，千葉第一，水戸，宇都宮，前橋，静岡，沼津，浜松，甲府，長野，松本，新潟各検察審査会事務局長

2 大阪高等裁判所主催分

大阪第一，堺，京都第一，神戸第一，姫路，奈良，大津，和歌山各検察審査会事務局長

3 名古屋高等裁判所主催分

名古屋第一，岡崎，津，四日市，岐阜，福井，金沢，富山各検察審査会事務局長

4 広島高等裁判所主催分

広島第一，福山，山口，下関，岡山，倉敷，鳥取，松江各検察審査会事務局長

5 福岡高等裁判所主催分

福岡第一，小倉，佐賀，長崎，大分，熊本，鹿児島，宮崎，那覇各検察審査会事務局長

6 仙台高等裁判所主催分

仙台，古川，福島，郡山，山形，盛岡，秋田，青森各検察審査会事務局長

7 札幌高等裁判所主催分

札幌，室蘭，小樽，函館，旭川，釧路，帯広，北見各検察審査会事務局長

8 高松高等裁判所主催分

高松，丸亀，徳島，美馬，高知，松山，西条，今治各検察審査会事務局長

9 1から8までに挙げるもののほか，主催庁において研究員とすることを相当と認める検察審査会事務局長

平成27年6月30日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 香 川 徹 也

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、検察審査会事務局長研究会の開催について、高等裁判所事務局長に対し、別紙のとおり書簡を発出しました。

敬 具

(別紙)

平成27年6月30日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 香 川 徹 也

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日付け最高裁判一第211号をもって、刑事局長から貴庁の長宛に檢察審査会事務局長研究会の開催について依命通達されました。

本研究会は、檢察審査会における審査事務及び建議・勧告事務が適正かつ効率的に処理されるために、檢察審査会事務局の行う審査補助事務及び檢察審査会行政事務について、不断に見直しがなされ、各地の実情に応じ、様々な工夫や改善が行われるのに資すると考えられることから実施するものです。

御存知のとおり、檢察審査会をめぐっては、平成21年に改正檢察審査会法が施行されてから約6年が経過したところではありますが、本研究会のように檢察審査会事務局長が広範囲で集まって種々の協議を行う場が設けられていなかったこともあり、改正檢察審査会法に関するノウハウの共有や適切な審査補助事務の在り方についての検討が必ずしも十分に行われていない可能性があると思われます。また、檢察審査会行政文書開示手続に関しても、申出件数が増加傾向にありますが、その事務処理が効率的に行われていない例も少なくないのではないかと考えられます。このような状況を踏まえると、本研究会を通じて檢察審査会事務局における審査補助事務や檢察審査会行政事務について、檢察審査会事務局長が一堂に会し、研究を行う意義は大きいものと思われます。

そこで、各高等裁判所において、その管内にある檢察審査会の事務局長を対象として本研究会を実施していただくこととしましたので、本研究会が別紙1のとおり

開催されるよう、よろしくお取り計らいください。

なお、本研究会における研究事項の趣旨は別紙2のとおりですから、研究問題の作成及び協議の際の参考としてください。

おって、開催にあたり不明な点がある場合は、刑事局第一課検察審査会係（内線

██████████）まで御連絡ください。

敬 具

(別紙 1)

検察審査会事務局長研究会開催要項

1 研究会の概要

本研究会は、午後半日の日程で、研究員を主催庁に集めて開催するものであり、最高裁判所からも係官が参列する。なお、具体的な日程は主催庁において定めることとする（日程案は別添のとおりである。）。

2 開催期日の決定

主催庁は、研究員の勤務する各検察審査会及び刑事局の意見を聴いた上、開催期日を決定する。主催庁は、決定した開催期日を研究員の勤務する各検察審査会及び刑事局に通知する。

3 研究問題の決定

主催庁は、研究問題を作成し、研究員の勤務する各検察審査会及び刑事局に送付する。

4 司会との事前打ち合わせ

主催庁は、研究会における協議を効果的なものとするため、司会を務める検察審査会事務局長との間で進行予定や協議内容等につき、事前に打ち合わせを行う。

(別紙 2)

検察審査会事務局長研究会における研究事項の趣旨について

1 平成 21 年に改正検察審査会法が施行されてから約 6 年が経過したところですが、改正された各事項については、これまで協議を行う場が設けられていなかったこともあり、十分な論議がされていないところです。そこで、本研究会では、次の事項について御協議をお願いします。

(1) 審査補助員が委嘱された事件の処理に関する補助事務の在り方

ア 審査補助員の委嘱の可否を判断するにあたっての補助事務の在り方

イ 審査補助員が委嘱された事件における資料作成の方法

ウ 審査補助員との事務処理上の連携における留意点

エ 審査補助員の委嘱に際しての弁護士会との連絡の在り方

(2) 第 2 段階における審査を円滑に進めるために考慮すべき事項

ア 第 2 段階の審査が予想される場合の事務処理上の工夫点

イ 第 2 段階固有の事務（法 41 条の 6 II 等）に関する留意点

ウ 起訴議決する際の補助事務の留意点及び起訴議決後の検察審査会行政事務（報道対応等）の留意点

(3) 選定手続を円滑に進めるために考慮すべき事項

ア 市町村の選挙管理委員会との事務処理上の連携における留意点

イ 就職禁止事由や辞退事由の疎明資料の内容

ウ 補充員の追加選定の判断にあたっての補助事務の在り方

2 平成 13 年から実施されている検察審査会行政文書開示手続については、改正検察審査会法が施行以後、申出件数が大幅に増加した庁もあるところですが、その事務処理に関する協議がこれまで十分に行われていたとは言えず、効率的な事務処理が行われていない例も少なくないのではないかと考えられます。そこで、本研究会では、次の事項について御協議をお願いします。

(1) 申立時において対象文書を特定させるための工夫点

(2) 不開示情報該当性を判断するために必要となる情報収集の在り方

(3) 不開示の判断をした際の申出人対応の在り方と留意点

- 3 本研究会のような場が長らく設けられていなかったこともあり、各檢察審査会ごとに、個別に協議してもらいたい事項があることも考えられます。そこで、研究員において特に協議を希望する問題があれば、出題理由を付して提出してもらった上、本研究会で、協議時間の許す限りにおいて御協議をお願いします。

(別紙)

検察審査会事務局長研究会日程案

時間	項目
13:00～〇:〇	高裁事務局長による開催あいさつ
〇:〇～〇:〇	最高裁係官からの説明
	質疑応答
〇:〇～〇:〇	休憩
〇:〇～〇:〇	協議 1
	「改正検察審査会法に関する事務処理上の留意事項」
〇:〇～〇:〇	休憩
〇:〇～〇:〇	協議 2
	「検察審査会行政文書開示手続に関する事務処理上の留意事項」
〇:〇～〇:〇	協議 3
	「その他の事務処理上の留意事項」
〇:〇～17:00	終了あいさつ

平成27年6月30日

検察審査会事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 香 川 徹 也

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、検察審査会事務局長研究会の開催について、高等裁判所事務局長に対し、別紙のとおり書簡を発出しました。

敬 具

(別紙)

平成27年6月30日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 香 川 徹 也

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日付け最高裁判一第211号をもって、刑事局長から貴庁の長宛に檢察審査会事務局長研究会の開催について依命通達されました。

本研究会は、檢察審査会における審査事務及び建議・勧告事務が適正かつ効率的に処理されるために、檢察審査会事務局の行う審査補助事務及び檢察審査会行政事務について、不断に見直しがなされ、各地の実情に応じ、様々な工夫や改善が行われるのに資すると考えられることから実施するものです。

御存知のとおり、檢察審査会をめぐっては、平成21年に改正檢察審査会法が施行されてから約6年が経過したところではありますが、本研究会のように檢察審査会事務局長が広範囲で集まって種々の協議を行う場が設けられていなかったこともあり、改正檢察審査会法に関するノウハウの共有や適切な審査補助事務の在り方についての検討が必ずしも十分に行われていない可能性があると思われます。また、檢察審査会行政文書開示手続に関しても、申出件数が増加傾向にありますが、その事務処理が効率的に行われていない例も少なくないのではないかと考えられます。このような状況を踏まえると、本研究会を通じて檢察審査会事務局における審査補助事務や檢察審査会行政事務について、檢察審査会事務局長が一堂に会し、研究を行う意義は大きいものと思われます。

そこで、各高等裁判所において、その管内にある檢察審査会の事務局長を対象として本研究会を実施していただくこととしましたので、本研究会が別紙1のとおり

開催されるよう、よろしくお取り計らいください。

なお、本研究会における研究事項の趣旨は別紙2のとおりですから、研究問題の作成及び協議の際の参考としてください。

おって、開催にあたり不明な点がある場合は、刑事局第一課検察審査会係（内線
[REDACTED]）まで御連絡ください。

敬 具

(別紙 1)

検察審査会事務局長研究会開催要項

1 研究会の概要

本研究会は、午後半日の日程で、研究員を主催庁に集めて開催するものであり、最高裁判所からも係官が参列する。なお、具体的な日程は主催庁において定めることとする（日程案は別添のとおりである。）。

2 開催期日の決定

主催庁は、研究員の勤務する各検察審査会及び刑事局の意見を聴いた上、開催期日を決定する。主催庁は、決定した開催期日を研究員の勤務する各検察審査会及び刑事局に通知する。

3 研究問題の決定

主催庁は、研究問題を作成し、研究員の勤務する各検察審査会及び刑事局に送付する。

4 司会との事前打ち合わせ

主催庁は、研究会における協議を効果的なものとするため、司会を務める検察審査会事務局長との間で進行予定や協議内容等につき、事前に打ち合わせを行う。

(別紙 2)

検察審査会事務局長研究会における研究事項の趣旨について

1 平成 21 年に改正検察審査会法が施行されてから約 6 年が経過したところですが、改正された各事項については、これまで協議を行う場が設けられていなかったこともあり、十分な論議がされていないところです。そこで、本研究会では、次の事項について御協議をお願いします。

(1) 審査補助員が委嘱された事件の処理に関する補助事務の在り方

ア 審査補助員の委嘱の可否を判断するにあたっての補助事務の在り方

イ 審査補助員が委嘱された事件における資料作成の方法

ウ 審査補助員との事務処理上の連携における留意点

エ 審査補助員の委嘱に際しての弁護士会との連絡の在り方

(2) 第 2 段階における審査を円滑に進めるために考慮すべき事項

ア 第 2 段階の審査が予想される場合の事務処理上の工夫点

イ 第 2 段階固有の事務（法 41 条の 6 II 等）に関する留意点

ウ 起訴議決する際の補助事務の留意点及び起訴議決後の検察審査会行政事務（報道対応等）の留意点

(3) 選定手続を円滑に進めるために考慮すべき事項

ア 市町村の選挙管理委員会との事務処理上の連携における留意点

イ 就職禁止事由や辞退事由の疎明資料の内容

ウ 補充員の追加選定の判断にあたっての補助事務の在り方

2 平成 13 年から実施されている検察審査会行政文書開示手続については、改正検察審査会法が施行以後、申出件数が大幅に増加した庁もあるところですが、その事務処理に関する協議がこれまで十分に行われていたとは言えず、効率的な事務処理が行われていない例も少なくないのではないかと考えられます。そこで、本研究会では、次の事項について御協議をお願いします。

(1) 申立時において対象文書を特定させるための工夫点

(2) 不開示情報該当性を判断するために必要となる情報収集の在り方

(3) 不開示の判断をした際の申出人対応の在り方と留意点

- 3 本研究会のような場が長らく設けられていなかったこともあり，各検察審査会ごとに，個別に協議してもらいたい事項があることも考えられます。そこで，研究員において特に協議を希望する問題があれば，出題理由を付して提出してもらった上，本研究会で，協議時間の許す限りにおいて御協議をお願いします。

(別紙)

検察審査会事務局長研究会日程案

時間	項目
13:00～〇:〇	高裁事務局長による開催あいさつ
〇:〇～〇:〇	最高裁係官からの説明
	質疑応答
〇:〇～〇:〇	休憩
〇:〇～〇:〇	協議 1
	「改正検察審査会法に関する事務処理上の留意事項」
〇:〇～〇:〇	休憩
〇:〇～〇:〇	協議 2
	「検察審査会行政文書開示手続に関する事務処理上の留意事項」
〇:〇～〇:〇	協議 3
	「その他の事務処理上の留意事項」
〇:〇～17:00	終了あいさつ

平成27年6月30日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 香 川 徹 也

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日付け最高裁判第一第211号をもって、刑事局長から貴庁の長宛に檢察審査会事務局長研究会の開催について依命通達されました。

本研究会は、檢察審査会における審査事務及び建議・勧告事務が適正かつ効率的に処理されるために、檢察審査会事務局の行う審査補助事務及び檢察審査会行政事務について、不断に見直しがなされ、各地の実情に応じ、様々な工夫や改善が行われるのに資すると考えられることから実施するものです。

御存知のとおり、檢察審査会をめぐっては、平成21年に改正檢察審査会法が施行されてから約6年が経過したところではありますが、本研究会のように檢察審査会事務局長が広範囲で集まって種々の協議を行う場が設けられていなかったこともあり、改正檢察審査会法に関するノウハウの共有や適切な審査補助事務の在り方についての検討が必ずしも十分に行われていない可能性があると思われます。また、檢察審査会行政文書開示手続に関しても、申出件数が増加傾向にありますが、その事務処理が効率的に行われていない例も少なくないのではないかと考えられます。このような状況を踏まえると、本研究会を通じて檢察審査会事務局における審査補助事務や檢察審査会行政事務について、檢察審査会事務局長が一堂に会し、研究を行う意義は大きいものと思われます。

そこで、各高等裁判所において、その管内にある檢察審査会の事務局長を対象として本研究会を実施していただくこととしましたので、本研究会が別紙1のとおり開催されるよう、よろしくお取り計らいください。

なお、本研究会における研究事項の趣旨は別紙２のとおりですから、研究問題の作成及び協議の際の参考としてください。

おって、開催にあたり不明な点がある場合は、刑事局第一課検察審査会係（内線
[REDACTED]）まで御連絡ください。

敬 具

(別紙 1)

検察審査会事務局長研究会開催要項

1 研究会の概要

本研究会は、午後半日の日程で、研究員を主催庁に集めて開催するものであり、最高裁判所からも係官が参列する。なお、具体的な日程は主催庁において定めることとする（日程案は別添のとおりである。）。

2 開催期日の決定

主催庁は、研究員の勤務する各検察審査会及び刑事局の意見を聴いた上、開催期日を決定する。主催庁は、決定した開催期日を研究員の勤務する各検察審査会及び刑事局に通知する。

3 研究問題の決定

主催庁は、研究問題を作成し、研究員の勤務する各検察審査会及び刑事局に送付する。

4 司会との事前打ち合わせ

主催庁は、研究会における協議を効果的なものとするため、司会を務める検察審査会事務局長との間で進行予定や協議内容等につき、事前に打ち合わせを行う。

(別紙 2)

検察審査会事務局長研究会における研究事項の趣旨について

1 平成 21 年に改正検察審査会法が施行されてから約 6 年が経過したところですが、改正された各事項については、これまで協議を行う場が設けられていなかったこともあり、十分な論議がされていないところです。そこで、本研究会では、次の事項について御協議をお願いします。

(1) 審査補助員が委嘱された事件の処理に関する補助事務の在り方

ア 審査補助員の委嘱の可否を判断するにあたっての補助事務の在り方

イ 審査補助員が委嘱された事件における資料作成の方法

ウ 審査補助員との事務処理上の連携における留意点

エ 審査補助員の委嘱に際しての弁護士会との連絡の在り方

(2) 第 2 段階における審査を円滑に進めるために考慮すべき事項

ア 第 2 段階の審査が予想される場合の事務処理上の工夫点

イ 第 2 段階固有の事務（法 41 条の 6 II 等）に関する留意点

ウ 起訴議決する際の補助事務の留意点及び起訴議決後の検察審査会行政事務（報道対応等）の留意点

(3) 選定手続を円滑に進めるために考慮すべき事項

ア 市町村の選挙管理委員会との事務処理上の連携における留意点

イ 就職禁止事由や辞退事由の疎明資料の内容

ウ 補充員の追加選定の判断にあたっての補助事務の在り方

2 平成 13 年から実施されている検察審査会行政文書開示手続については、改正検察審査会法が施行以後、申出件数が大幅に増加した庁もあるところですが、その事務処理に関する協議がこれまで十分に行われていたとは言えず、効率的な事務処理が行われていない例も少なくないのではないかと思います。そこで、本研究会では、次の事項について御協議をお願いします。

(1) 申立時において対象文書を特定させるための工夫点

(2) 不開示情報該当性を判断するために必要となる情報収集の在り方

(3) 不開示の判断をした際の申出人対応の在り方と留意点

- 3 本研究会のような場が長らく設けられていなかったこともあり，各檢察審査会ごとに，個別に協議してもらいたい事項があることも考えられます。そこで，研究員において特に協議を希望する問題があれば，出題理由を付して提出してもらった上，本研究会で，協議時間の許す限りにおいて御協議をお願いします。

(別紙)

検察審査会事務局長研究会日程案

時間	項目
13:00～〇:〇	高裁事務局長による開催あいさつ
〇:〇～〇:〇	最高裁係官からの説明
	質疑応答
〇:〇～〇:〇	休憩
〇:〇～〇:〇	協議 1
	「改正検察審査会法に関する事務処理上の留意事項」
〇:〇～〇:〇	休憩
〇:〇～〇:〇	協議 2
	「検察審査会行政文書開示手続に関する事務処理上の留意事項」
〇:〇～〇:〇	協議 3
	「その他の事務処理上の留意事項」
〇:〇～17:00	終了あいさつ

名高裁総第503号

(庶ろ-03)

平成27年7月22日

最高裁判所事務総局刑事局長 殿

名古屋高等裁判所長官 山 名 学

検察審査会事務局長研究会の開催日時等について（通知）

標記の研究会を下記のとおり開催します。

記

- 1 主催 名古屋高等裁判所
- 2 日時 11月16日（月）午後1時
- 3 場所 名古屋高等裁判所中会議室（11階）

最高裁判所第一第三部 第323号

(庶務-03)

平成27年9月30日

名古屋高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 平 木 正 洋

検察審査会事務局長研究会の参列者について（通知）

標記の研究会には、下記の者が参列します。

記

第一課長

香 川 徹 也

検察審査会係調査員

山野邊 一 剛

名高裁総第750号

(庶ろ-03)

平成27年10月8日

最高裁判所事務総局刑事局長 殿

名古屋高等裁判所長官 山 名 学

検察審査会事務局長研究会の開催要領について（送付）

標記の研究会の開催要領は、別添のとおりです。

検察審査会事務局長研究会開催要領

- 1 主催 名古屋高等裁判所
- 2 日時 11月16日(月) 午後1時から午後5時まで
- 3 場所 名古屋高等裁判所中会議室(11階)
- 4 日程

13:00	事務局長挨拶
13:05	最高裁判所係官からの説明
	質疑応答
13:40	協議開始
	(協議1ないし3)
17:00	協議終了

- 5 出席者 別紙第1のとおり
- 6 研究事項 (1) 改正検察審査会法に関する事務処理上の考慮事項
(2) 検察審査会行政文書開示手続に関する事務処理上の留意事項
(3) その他の事務処理上の留意事項
- 7 協議問題 別紙第2のとおり

(別紙第1)

検察審査会事務局長研究会出席者名簿

1 最高裁判所係官

最高裁判所事務総局 刑事局第一課長 香 川 徹 也

最高裁判所事務総局 刑事局第一課検察審査会係調査員

山野邊 一 剛

2 参列員 名古屋高等裁判所 事務局長 森 島 聡

名古屋高等裁判所 刑事首席書記官 永 井 克 典

3 研究員 名古屋第一検察審査会 事務局長(司会) 林 勝 司

名古屋第二検察審査会 事務局長 用 田 俊 一

岡崎検察審査会 事務局長 片 桐 一 敏

津検察審査会 事務局長 打 田 徹 治

四日市検察審査会 事務局長 白 石 敏 雄

岐阜検察審査会 事務局長 杉 浦 憲太郎

福井検察審査会 事務局長 林 裕 一

金沢検察審査会 事務局長 荒 井 真 市

富山検察審査会 事務局長 原 島 徹

(別紙第2)

検察審査会事務局長研究会協議問題

協議1 改正検察審査会法に関する事務処理上の留意事項

1 審査補助員が委嘱された事件の処理に関する補助事務の在り方

- (1) 審査補助員の委嘱の可否を判断するにあたっての補助事務の在り方
- (2) 審査補助員が委嘱された事件における資料作成の方法
- (3) 審査補助員との事務処理上の連携における留意点
- (4) 審査補助員の委嘱に際しての弁護士会との連絡の在り方

2 第2段階における審査を円滑に進めるために考慮すべき事項

- (1) 第2段階の審査が予想される場合の事務処理上の工夫点
- (2) 第2段階固有の事務（法41条の6Ⅱ等）に関する留意点
- (3) 起訴議決する際の補助事務の留意点及び起訴議決後の検察審査会行政事務（報道対応等）の留意点

3 選定手続を円滑に進めるために考慮すべき事項

- (1) 市町村の選挙管理委員会との事務処理上の連携における留意点

市町村の選挙管理委員会が検察審査員候補者予定者名簿を調整する際に、古い選挙人名簿に基づいて調製を行なってしまった場合（重複した時）、どのように対応したらよいか。

また、名簿が提出された時点で確認作業等を行っているところがあれば御教授願いたい。

(出題理由)

現状では選管から提出があった名簿を最新のものであると信用するほかないが、例えば調整作業を行う際、現在は自治体コード、調整年月日、登録者数が表示されるが、使用した名簿の登録基準日も表示できるようにすれば、誤りに気付くことができると思う。

(岡崎検察審査会)

(2) 就業禁止事由及び辞退事由の疎明資料の内容

(3) 補充員の追加選定の判断にあたっての補助事務の在り方

協議 2 検察審査会行政文書開示手続に関する事務処理上の留意事項

1 申立時において対象文書を特定させるための工夫点

2 不開示情報該当性を判断するために必要となる情報収集の在り方

3 不開示の判断をした際の申出人対応の在り方と留意点

協議 3 その他の事務処理上の留意事項

1 質問票の回答送付なし、会議の出欠確認の返答なし、催促通知に対しても何の応答もない者（電話番号も不明）を、法 8 条 9 号により辞退希望者とみなすことはできないか。

（出題理由）

辞退希望については、辞退を希望する本人の自発的意思が明確に表示されて初めて認められるものであり、会議への出欠の意思表示をしないという状況のみで辞退希望者扱いにすることはできない、とされているが、このような者は、会議に出席する見込みはほとんどないのであるから、早期に辞退希望者（黙示的・消極的意思表示があったものとみなす）として取り扱い、このような者が多数いる場合には早期に追加選定等を検討するのが相当であると思われるため。

（津・四日市検察審査会）

2 高齢の候補者に対して、名簿登載通知を送付しても、全く回答書の返送がない場合、そのまま抽選対象にしなければならないことになるが、審査員の選任通知を送付した後に家族等から死亡連絡や施設に入所しているという連絡があると思うが、その場合、家族の電話聴取書をもって辞退申出として取り扱うべきか。

（出題理由）

3 群、4 群の選定期間になると、11 月の候補者名簿登載通知から相当期間が経過しているため、通知書が届かないことや、既に死亡していることがある。

特に、高齢者比率の高い被集約庁の分にそういう傾向が多く見受けられる。

(金沢検察審査会)

- 3 検察審査員、補充員の出頭確保を適正に行うため、候補者段階で各検審において工夫していることがあれば御教示願いたい。

(出題理由)

候補者リストの構成員の高齢化により各群100名の候補者中約3割ないし4割の者が70歳超を理由に辞退し、また、候補者段階で辞退申出をしない者が審査員等に選定後、辞退するという「あと出し辞退」の問題も出てきている。出頭確保を適正に行うため、各検審で工夫していることで効果をあげているものがあれば取り入れたいと思い、出題した。

(岐阜検察審査会)

- 4 数日後に公訴時効期間が満了すると思われる事件につき、申立てをしたいという相談がなされた場合、どのような点に注意して対応すべきか。

(出題理由)

公訴時効期間満了間際に申立てしたいという相談がなされた際、相談者に対してどのような説明を行うかによって、その後の相談者の態度が異なると考えられる。

公訴時効期間内に審査及び議決が行われる可能性がほとんどないような場合に、あまりに期待を持たせるようなことを伝えと、実際に申立てがなされた後の申立人との対応が難しいものとなる。

そこで、対応者として注意すべき事項につき、御意見を伺いたい。

(名古屋第二検察審査会)

- 5 下記のような事例に接したとき、どのように処理すべきであるか。

記

- (1) 鉄道利用が認定されず、路程賃のみの支給となる審査員等が、バス賃等の実費額の支給を強く求めてきた。

(2) 刑法第34条の2（刑の消滅）に該当し、欠格事由（前科）なしと報告された者が、1年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられたことがあると記入した質問票（回答用紙）を提出してきた。

(3) 90歳を超える審査員等候補者に質問票を送付したところ、今後一切対応しないから以後通知等しないでほしいとの申し出があった。

（出題理由）

出題した事例は法令の根拠を欠いているか、あっても解釈に疑問を挟む余地のある事例であるため、各検審から意見を伺い、今後の事務処理の参考としたいと考え、出題した。

（岐阜検察審査会）

6 所長における職務と義務等の説明及び宣誓式に欠席した審査員等がその後の会議期日に出席した場合、どのように対応すべきか。

（出題理由）

検審資料第14号75ページでは、検察審査員等は、職務と義務等の説明と宣誓を終えた後でなければ職務を行えないとなっている。所長の都合で、当日、検察審査員が宣誓等が行えない場合、どのように対応しているか。各庁の取扱いを伺いたい。

（金沢検察審査会）

7 会長互選会議が定数不足のため流会となり、速やかに当月中に次回期日を指定して会議を招集したが、再度定数不足のため流会となった。この場合、翌月の会議を会長互選会議と定例会議の同時開催とすることは許されるか。

（出題理由）

係属事件がないという理由で、会長互選会議と定例会議を同時開催することは許されないが、本事例の場合にはやむを得ない事情により許される。形式的に会長互選会議を午後1時から、定例会議を午後2時からと招集時間を分けて別の機会の会議として招集する実質的メリットも存在しない。

(福井検察審査会)

- 8 7の事例において、会長互選会議と定例会議を同時招集した会議も定数不足となった。会議は成立せず流会とせざるを得ないが、次群の選定のための資格審査を行う方法はないか。

(出題理由)

審査員等の出席を確保する方策を尽くしても定数を確保できず、流会が続き会長を互選することも次群の資格審査もできない場合が生じうる。そのような場合に資格審査をしないまま選定を行えば、欠格者や法律上の辞退事由に基づき辞退を申請した者が選任され、それらの者にも招集状を送付しなければならない事態となり、検察審査会の選任手続に対する信頼を損ねるだけでなく、次群の選任者の出頭数を確保することもより一層困難となる。そもそも、何の応答もなく招集を無視して欠席する者に対しては、郵便により働きかけるしか方法がなく、過料の制裁を強調して招集しても出頭の確保の実行性には欠けると思われるし、追加補充員の判断基準に満たなかったり、会議室の確保ができない等の事情により、期限までに資格審査のための会議を招集できない場合が生じうる。欠格者や法律上の辞退事由により辞退を申請している者の資格審査については、検察審査会事務局長が資格審査手続の進行を図り、その時の最大構成員である全員出席した審査員により資格審査を行うことを例外的に認めることはできないか。

(福井検察審査会)

- 9 申立人から提出されたDVDや不起訴記録に添付のDVDについて、審査会議において、どの程度まで再生しているか各庁の実情を伺いたい。また、DVDの再生について工夫している点等があれば紹介していただきたい。

(出題理由)

最近、交通事故案件等において、事故現場等を撮影したDVDが提出される事例が増えてきている。録画時間が短いものについては、全部を再生してもあ

まり問題はないが、録画時間が長時間に及ぶものもあり、全てを再生することになると記録を読み込む時間も短くなってしまうことから必要と思われる部分のみ再生することになるが、再生部分を選択するためには全てを再生して確認する必要がある、各庁において、どのように工夫しているか実情を伺いたい。

また、DVDレコーダーで再生できないものやパソコンのメディアプレーヤで再生できない形式で提出される事案もあり、提出されたDVDの再生に苦慮している点もあることから、各庁での取扱い等を紹介していただきたい。

(名古屋第二検察審査会)

- 10 審査会議において、審査員からの発言が少なく、審査会長が会議の進行に苦慮することが多い。各検察審査会において、充実した審査会議をするための方策として、どのようなことを実践しておられるか。

また、このような場合、事務局として、審査事件に関して、どの程度の発言が許されるか。

(出題理由)

当県の方は、消極的な人が多く、会長が発言を求めてもほとんど発言がない。会長に事前に疑問点等を渡し、その点を討論の場に持ち出しても同様である。このような場合の各庁の事務局での実践方法を教示願いたい。

(金沢検察審査会)

- 11 議決書案及び議決の要旨の作成について、どのような点に留意し、どの程度の内容を記載しているか。

(出題理由)

議決が予想される審査会議の前には、議決書案や議決の要旨については、ある程度予想して作成していると思われるが、その内容を審査会議の場にどのように提供しているのか。特に、ほとんど発言がない場合の結論部分について、どのようにしているのか、教示願いたい。

(金沢検察審査会)

- 12 掲示用議決の要旨に記載する当事者の氏名及び当事者を特定する情報（被疑事実に記載の氏名，法人名及び市町村名等）について匿名にしているか。また，審査会長及び審査会へ匿名についての説明をどのように行っているか。

（出題理由）

議決の要旨に記載する被疑者や被害者等の氏名については，検審資料において，議決時に少年である場合には匿名とすることのほか，不起訴処分となっている事案であることから被疑者の名誉や性犯罪の被害者について配慮する必要があるとされているが，実務上の具体的な基準はない。

匿名の要否について，一定の判断基準を設けることは困難であるが，インターネットの普及状況や悪意ある投稿の増加等を考慮し，少年や性犯罪だけでなく，全ての事例に関し，審査会議に諮って個別に検討することが必要であると考ええる。

最終的に審査会の判断によっても，会長及び審査会に匿名にする必要性を理解してもらうため，事務局はどのように説明したらよいか検討したい。

（名古屋第一検察審査会）